

＜夫婦関係調整（離婚）調停を申し立てる方へ＞

1 概要

離婚について当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所の夫婦関係調整調停を利用することができます。この調停で合意が成立すると、離婚の効果が生じることになります。

調停手続では、離婚そのものだけではなく、離婚後の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子どもとの面会交流をどうするか、養育費、離婚に際しての財産分与や年金分割の割合、慰謝料についてどうするかといった財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。

なお、この調停手続は離婚しようかどうか迷っている場合にも利用することができます。

2 申立人

- ・夫
- ・妻

3 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

- ・相手方の住所地が徳島県内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
徳島市、小松島市、阿波市、鳴門市、吉野川市、名東郡 板野郡、勝浦郡、名西郡	徳島家庭裁判所
阿南市、那賀郡	徳島家庭裁判所阿南支部
海部郡	徳島家庭裁判所牟岐出張所
美馬市、美馬郡	徳島家庭裁判所美馬支部
三好市、三好郡	徳島家庭裁判所池田出張所

4 申立てに必要な費用

- (1) 収入印紙・・・1200円
- (2) 郵便切手100円×2枚、84円×8枚、20円×2枚、10円×5枚
(合計962円分)

(郵便切手については、必要に応じて追加で納付をお願いすることがあります。)

- ※ 収入印紙と郵便切手は、当裁判所内では販売しておりませんので郵便局などで購入してください。

5 申立てに必要な書類

- (1) 申立書とその写し各1通
 - ① 申立書の写しは、原則として相手方に送付することになります。
 - ② 申立書は、裁判所用、相手方用、申立人（あなた）用として3通（相手方用及び申立人用は裁判所用のものをコピーしたものでも可）作成し、そのうち2通を提出してください。
 - ③ 相手方にあなたの連絡先（住所や電話番号等）を知られたくない場合は、申立書の住所欄に「非開示」と記載してください。
 - ④ 年金分割についても求める場合には(4)の年金分割のための情報通知書写しも申立書に添付してください （この際に、情報通知書には請求者の住所が記載されていることがありますので非開示を希望する場合は、7(1)のとおり住所部分を隠した上でコピーしてください

い。)

- (2) ①事情説明書（夫婦関係調整）
②連絡先等の届出書
③進行に関する照会回答書
④子についての事情説明書（未成年の子どもがいる場合）
- (3) 夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書)（3か月以内に発行されたもの）
- (4) (年金分割割合についての申立てが含まれている場合) 年金分割のための情報通知書原本（各年金制度ごとに必要となります。）

情報通知書の請求は、厚生年金の場合は年金事務所、その他の共済年金の場合は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。情報通知書は発行日から1年以内のものが必要となります。

6 調停手続で必要な資料

調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください（以下は資料の参考例です。）。

- 養育費の必要な子どもがいる場合：収入に関する資料等
→ 源泉徴収票写し、給与明細書写し、確定申告書写し、非課税証明書写し等、申立人（あなた）の収入が分かるもの
- 財産分与を希望する場合：夫婦の財産に関する資料等
→ 不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預金通帳写し、残高証明書等、夫婦の財産の内容が分かるもの
- 婚姻費用等について以前に取決めがある場合：その内容の分かる資料等
→ 調停調書、審判書、公正証書、合意書等の各写し

7 資料の提出方法、資料の閲覧・謄写（コピー）について

- (1) 裁判所に提出する資料に他方当事者及び裁判所にも知られたくない情報が部分的にある場合は、該当部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所や勤務先、年金分割のための情報通知書上の住所等）を隠した上でコピーしたものを提出してください。

※ 原本にマジック等で黒塗りすると、後で原本が必要になった場合に利用できなくなりますので注意してください。また一度提出された資料は返却できませんので注意してください。

- (2) 裁判所に提出する資料について、他方当事者にその全部又は一部の情報の非開示を希望する場合は、別添の「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の次に当該資料を付けてホッチキスで止めるなど一体として提出してください（相手方にあなたの連絡先（住所や電話番号等）を知られたくない場合は、5(2)②の「連絡先等の届出書」には、必ず「非開示の希望に関する申出書」を添付してください。）。)
- (3) 裁判所に提出された資料等については、非開示の希望が出されている資料も含め、他方当事者は、閲覧・謄写（コピー）の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうかを判断します。非開示希望が出されても、場合によっては閲覧・謄写の対象となる場合があります。

非開示を希望する資料の提出方法イメージについて

上記(1)の場合

住所 XXXXXXXXXX 氏名 裁判 太郎
【提出方法】 知られたくない情報(住所や勤務先等)を隠した上でコピーして提出する。

上記(2)の場合

非開示の希望に関する申出書（別添）
【提出方法】 非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入し、資料をホッチキス等でとめて一体として提出する。

8 調停の進め方について

調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2～3時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。詳しくは別添のQ&Aをご覧ください。

徳島家庭裁判所 家事調停係
〒770-8528 徳島市徳島町1丁目5番地1
電話 (088) 603-0148